

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

・改正の趣旨

従来、主幹事会員は、上場会社等のエクイティファイナンスの引受けを行う際に、当該上場会社等の会社関係者が未公表の重要事実を知りながら自社株等の取引を行っている事実を発見した場合は、各社の判断によってエクイティファイナンスの引受けを中止し、一定期間経過後に引受けの再検討を行うこととされてきたところである。

今般、上場会社の役員が、公募増資実施直前に自社株を売却したことが判明したため、一旦当該公募増資を中止した後に、再度公募増資を実施した案件に絡み、同社が株式の発行を行うことを決定した事実を当該役員がその職務に関し知り、この事実が公表される日以前に自社株を売付けた行為が内部者取引違反と認定され課徴金を徴収された案件が発生したことから、従来主幹事会員の判断により行われてきた内部者取引の有無の確認及びエクイティファイナンスの再開の取扱いについて、一定のガイドラインを策定すべきではないかとの指摘を受け、「会員における引受けのあり方に関する検討会」において、検討を行ってきたところである。

当該検討会における検討結果を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。）が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。）を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。（第 31 条第 1 項）

主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。（第 31 条第 2 項）

主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が の規定により取

り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。（第 31 条第 3 項）

主幹事会員は、 の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が 6 か月（自己株式の処分による売出し以外の売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。

（第 31 条第 4 項）

その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(引受けの中止時等の取扱い)</u> 第 31 条 <u>主幹事会員は、上場発行者の役員(金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。) が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等 (第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。) の取引(金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。) を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</u> 2 <u>主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。</u> 3 <u>主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日(公表がなされるものに限る。) 前 6 か月の間において、当該上場発行者による株</u>	(新 設)

新	旧
<u>券等の募集又は売出しを行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。</u> <u>4 主幹事会員は、第1項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月（自己株式の処分による売出し以外の売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</u> （この規則によらない引受け） 第 32 条 （ 現行どおり ） （海外発行についての準用） 第 33 条 （ 現行どおり ） （この規則の一部の適用除外） 第 34 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、第 19 条並びに第 28 条第 3 項第 5 号 2 （ 現行どおり ） 7	（この規則によらない引受け） 第 31 条 （ 省 略 ） （海外発行についての準用） 第 32 条 （ 省 略 ） （この規則の一部の適用除外） 第 33 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 新規公開に際して行う株券の募集 第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、第 19 条並びに第 28 条第 3 項第 5 号 2 （ 省 略 ） 7

新	旧
付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(海外発行についての準用) 第 13 条 規則第 33 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。 付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	(海外発行についての準用) 第 13 条 規則第 32 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。